

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市人権文化センター
所在地／三原市長谷一丁目6番1号
電話／0848-66-1111
FAX／0848-66-1112

呼んでください！あなたの地域・団体へ 人権出前講座が伺います！**無料**

- 内容** 人権についての知識を深め、人生を豊かにするために、みなさんが学びたいと思う人権についての話を市職員が講師となってお届けします。
- 利用** 市内に在住・通勤・通学している10人以上で構成された団体・グループなど。ただし、人数については10人以上でなくても相談に応じます。
- 時間** 原則平日の午前10時から午後9時までの間の30分から2時間以内。
- 会場** 市内に限ります。会場の確保・周知は申請者側でお願いします。
- 講座内容** 次の講座メニューの中から選んでお申し込みください。
「なかよしアニメ上映会」以外はオンラインでの開催も可能です。
なお、講座メニュー以外の内容も可能な範囲でお応えします。
- 申し込み** 市ホームページの出前講座（人権）に記載の申し込みフォームから申し込んでください。（電話でも可）



講座メニュー

1. 子どもの幸せを願って 「子どもの権利条約」から子どもが幸せに育つためには何が必要かを考える講座	5. 私らしく暮らせるみはらへ 職場、地域、家庭など私たちの身近な生活の中にある男女共同参画についての講座
2. 明るい職場をめざして お互いの人権を大切にする職場づくりのための講座（職場の研修にご利用ください）	6. インターネットと人権 インターネット上の人権に関するモラルの啓発講座
3. いつまでも輝き続けるために 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らすための講座	7. 性の多様性と人権 LGBTQ+をはじめとする多様な性について学ぶ講座
4. 住みよいまちづくりをめざして 人権が尊重され、笑顔であられるまちづくりのための講座	8. なかよしアニメ上映会 人権や平和に関するアニメ作品を使って楽しく、分かりやすく学んでいきます。



市ホームページ

問い合わせ・申込先
三原市人権推進課

TEL 0848-67-6044
FAX 0848-64-4103
E-Mail jinken@city.mihara.hiroshima.jp

人権相談

人権相談員が相談をお受けします。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。



◇とき 土・日・祝日を除く10時～16時
◇ところ 三原市人権文化センター
◇電話 0848-66-1111

「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



まな 学ぼう! SDGs (持続可能な開発目標) (2)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

1 貧困をなくそう



【目標1. 貧困をなくそう】

あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる目標です。

世界では、6人に1人(3億5600万人)の子どもたちが、「極度にまずしい」暮らしをしています。

「極度にまずしい」とは、※1日あたり1.9ドル(約200円)未満で生活しなければならない状態を言います。

日本においては、7人に1人が相対的貧困(大多数の人の生活レベルよりも経済的に貧しい状態)

となっています。貧困とは、仕事、教育、衣食住など最も基本的なサービスを手に入れられない状態

のことであり、特に、子どもの貧困における機会格差の問題は、世帯状況や生活環境、所得、雇用等

の様々な要因が複雑に絡み合い、子ども自身への影響に加え、それが持続的な貧困を生み出し、

経済・社会的にも大きな影響を与えます。国・地方自治体・企業そして、私たち一人ひとりがそれぞれ

の立場でこの問題に当事者として向き合い、貢献していかなければなりません。

一番目の目標として掲げられた「貧困をなくそう」は、貧困、飢餓、ジェンダー、教育、環境、

経済成長、人権などに幅広く関わっています。貧困の解決は、経済的な貧しさの改善だけでなく、誰も

が教育を受ける・医療を受けるといった人間らしい生活を送れるよう取り組まなければなりません。

※国際貧困ライン(1日1.9米ドル以下)の生活。2021年2月現在

(出典:日本ユニセフ協会ホームページ「子ども6人に1人が極度の貧困で暮らす ユニセフと世界銀行による分析」)

★きょうは何の日? 10月 人権カレンダー



10月1日 法の日

「法の日は」、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるように、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35(1960)年、政府によって、「国民をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。基本的人権はとても大切な権利なので、日本国憲法の3原則の一つとされています。

【3原則】基本的人権の尊重(人が生まれながらに持つ権利を尊重すること)、

国民主権(国民が国の政治を決定する権利を持つこと)、平和主義(戦争放棄し、世界平和を願うこと)